

○町田市認知症施策推進協議会設置要綱

平成 26 年 3 月 20 日

施行

いきいき生活部高齢者支援課

改正 2015 年 4 月 1 日

2016 年 6 月 1 日

2022 年 6 月 9 日

2023 年 4 月 1 日

第 1 設置

認知症である者及びその家族が住み慣れた地域で共に生活を送ることができるよう支援することを目的として、認知症である者を支援するための施策（以下「認知症施策」という。）の推進に関し関係者で協議するため、町田市認知症施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第 2 役割

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- （１） 認知症である者に対する適切な医療及び介護サービスの提供に関すること。
- （２） 認知症である者及びその家族に対する支援に関すること。
- （３） 認知症施策に係る関係団体等の連携に関すること。
- （４） 認知症施策の検証及び方針に関すること。
- （５） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第 3 組織

- 1 協議会は、委員 14 人以内をもって組織する。
- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は指名する。

第 4 委員の任期

- 1 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

第5 会長等

- 1 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 協議会は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 作業グループ

- 1 協議会に、委員の一部で組織する作業グループを置くことができる。
- 2 作業グループは、協議会から指示された事項について検討する。
- 3 作業グループの組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第8 守秘義務

委員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

第9 庶務

協議会の庶務は、いきいき生活部高齢者支援課において処理する。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、2014年3月20日から施行する。
- 2 2014年3月20日に委嘱された委員の任期については、第4第1項本文の規

定にかかわらず、２０１６年３月３１日までとする。

附 則

この要綱は、２０１５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、２０１６年６月１日から適用する。

附 則

この要綱は、２０２２年６月９日から施行する。

附 則

この要綱は、２０２３年４月１日から施行する。

別表（第３関係）

学識経験を有する者 １人

認知症専門医療機関の代表 １人

市内の認知症疾患医療センターの代表 １人

一般社団法人町田市医師会の代表 １人

公益社団法人東京都町田市歯科医師会の代表 １人

一般社団法人町田市薬剤師会の代表 １人

町田市地域包括支援センターの職員 ２人以内

介護支援専門員 １人

認知症高齢者グループホームの代表 １人

認知症対応型通所介護事業所の代表 １人

訪問看護ステーションの代表 １人

認知症高齢者の支援に係る団体の代表 １人

認知症高齢者の家族会の代表 １人